

令和 4 年

第 6 2 回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和 4 年 8 月 5 日	開会
	令和 4 年 8 月 5 日	閉会

令和4年第62回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 8月5日
開会 8月5日
会期 1日間

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	8月5日（金）	本会議	午後2時00分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 一般質問 議案の審議 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第11号 令和4年度 沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号） 議案第12号 令和4年度 沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号） 認定第1号 令和3年度 沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第2号 令和3年度 沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

8 月 5 日 (金)

令和４年第６２回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和４年第６２回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和４年８月５日（金）沖縄県介護保険広域連合３階大会議室に招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和４年８月５日　：　午後２時００分）

閉会（令和４年８月５日　：　午後３時０２分）

開会の宣告（議長　神谷　嘉栄）

閉会の宣告（議長　神谷　嘉栄）

２．応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１	山　川　安　雄
４	與那嶺　　透
５	松　田　大　輔
６	山　城　良　一
７	仲　間　信　之
８	仲　間　ト　ム
１２	森　山　　悟
１３	伊　計　裕　子
１４	宮　里　　歩
１５	喜屋武　すま子

議席番号	氏　　名
１６	比　嘉　麻　乃
１７	志　村　幸　司
１８	石　垣　大　志
１９	新　垣　一　史
２０	宮　平　喜　文
２１	上江洲　智　章
２３	垣　花　恵　忠
２５	新　垣　幸　子
２６	砂　川　泰　秀
２７	宜　保　安　孝
２８	花　城　勝　男
２９	神　谷　嘉　栄

３．不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
２	吉　浜　　覚
３	池　原　　太
９	島　袋　義　範
１０	小　嶋　勝　喜

議席番号	氏　　名
１１	伊　禮　正　徳
２２	渡　口　　亮
２４	親　川　　清

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	知 念 大 義

6. 地方自治法 121 条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

課 名	氏 名
広 域 連 合 長	當 山 宏
副広域連合長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	宮 城 光 正
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	内 原 英 洋
総 務 課 長	豊見本 勝

課 名	氏 名
会 計 課 長	大 城 美恵子
業 務 課 長	比 嘉 利季子
認定課長兼中部 調査認定事務所長	大 城 朝 敏
南部調査認定 事務所長	新 川 高 志
北部調査認定 事務所長	森 田 幸 也

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

- 議 案 第 9 号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例
- 議 案 第 10 号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例
- 議 案 第 11 号 令和4年度 沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 12 号 令和4年度 沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 認 定 第 1 号 令和3年度 沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 認 定 第 2 号 令和3年度 沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和４年第６２回議会（定例会）議事日程（第１号）

日程	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4		一般質問	
5	議案第９号	沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例	即 決
6	議案第１０号	沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	即 決
7	議案第１１号	令和４年度 沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第２号）	即 決
8	議案第１２号	令和４年度 沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第１号）	即 決
9	認定第１号	令和３年度 沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	即 決
10	認定第２号	令和３年度 沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	即 決
11		議員派遣の件	
12		閉会中の継続調査の件	

○議長 神谷嘉栄 ただいまから、令和4年第62回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶があります。

広域連合長。

○広域連合長 當山宏 皆さん、こんにちは。広域連合長の當山でございます。本日は令和4年第62回沖縄県介護保険広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席を賜りまして心より感謝を申し上げます。各市町村の議会議員の皆様におかれては9月定例議会に向けた準備等で日程的にお忙しい中また、今議会もコロナ禍の中での開催となりましたけれども議会開会へのご理解をいただき、誠にありがとうございます。当広域連合につきましては、日頃から議員の皆様へのご理解とご協力によりまして運営も順調に行われているところであります。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度は令和3年度から令和5年度の3年間において、介護保険制度を健全に運営し安定、維持することを目的に介護保険事業の指針として策定した第8期介護保険事業計画の中間年度にあたります。よって当該計画の推進状況を踏まえつつ、その他施政に向けて取り組んでいく必要がございます。また、令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画からは構成市町村の介護保険料の均一賦課を行うことが決定されておりますので、それに向けた取り組みを推進する上でも構成市町村と広域連合との連携が増々重要となる年であります。こうしたことを踏まえまして、広域連合においては構成市町村ならびに当広域連合議会のご理解とご協力をいただきながら、今期の事業計画の実現と円滑

な業務運営に取り組んで参る所存であります。どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の議会におきましては一般会計及び特別会計にかかる歳入歳出決算の認定2件の他、議案4件を提出しております。議案等の提案理由の説明につきましては事務局長をして行わせますので、ご審議下さいますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 神谷嘉栄 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、28番花城勝男議員。1番 山川安雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定をお諮りします。本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って定例会の会期は本日の1日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元に配りました名簿のとおりです。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、月例出納検査の結果報告書が提出されているので、事務局にて閲覧に供しています。

8月5日に全員協議会を開催しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 一般質問を行います。発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分とします。

順次発言を許します。

13 番 伊計 裕子議員。

○13番 伊計裕子 皆さんこんにちは。それでは質問いたします。

質問事項1、昨年8月から始まった補足給付見直しによる影響について。

(1) 全日本民主医療機関連合会が行った緊急影響調査結果の報告では、施設入所者の約半数に影響、短期入所では9割弱の利用者に影響とあります。コロナ禍のもとで強行され、休職・失職によって経済状況が悪化し、費用の負担が困難になっている家族の実態が多数報告されています。そこで、沖縄県介護保険広域連合内での影響を伺います。

(2) 補足給付見直しを中止するよう国に対して要請していただきたいと思います。いかがでしょうか。

質問事項2、財政制度等審議会が今年5月にまとめた建議での提案（介護関連）について。第9期介護保険事業計画期間に向けて何点か提案されていますが、以下の3点について伺います。

(1) 利用料の原則2割負担への引き上げについて「現役世代との均衡の観点から」と述べられていますが、現役世代もいずれは利用します。国が責任を持って公的扶助を行うべきだと思います。いかがでしょうか。

(2) ケアプラン有料化について「利用者が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとすることは、ケアマネジャーのサービスチェックと質の向上にも資することから」と述べられていますが、自己負担となれば料金を気にして必要なケアプラン作成につながらず、必要な介護につながらないと思います。全国的に利用者や事業者からも有料化について反対の声が上がっています。広域連合としての見解を伺います。

(3) 要介護1・2の訪問介護・通所介護の保険給付外しについて軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等の項目で「要介護1・2への訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を検討し」とあります。要介護1・2まで軽度者という認識ですが、広域連合としての認識を伺います。以上、ご答弁よろしく願います。

○議長 神谷嘉栄 総務課長豊見本勝さん。

○総務課長 豊見本勝 伊計議員の質問についてお答えします。質問事項1、昨年8月から始まった補足給付見直しによる影響について。まず、補足給付とは、介護保険施設における介護保険サービスを利用する際の食費・居住費について、利用者の負担を軽減するため、一定の条件を満たす場合にその負担額の上限を定め、上限を超えた分を給付するものです。

令和3年8月に実施された改正の趣旨は、介護保険施設における食費や居住費について、在宅で介護サービスを利用する方との公平性を図ることとなっています。また負担能力に応じた負担となり一定額以上の収入、預貯金を所持している方に対し食費負担額の見直しを行うものとなっています。

(1) について、お答えします。

広域連合においては、被保険者個人ごとに追跡調査を行っているわけではございませんので、所得の状況、預貯金等の資産状況に関する基準が変更になったことが原因で認定者数が増減したのか、利用者負担が増減したのか等については確認できません。

(2) について、お答えします。

今回の改正は、収入や預貯金の面で一定程度の負担能力のある方について、相応の負担をしていただいくことで、利用者間での負担の公平性と介護保険制度の持続可能性を高めるも

のと考えます。

また、構成市町村においては個別に国へ要請を行っております。

給付の業務を掌る広域連合においては、在宅で介護されている方との公平性を鑑み、要請等を行う予定はございません。

質問事項の２、財政制度等審議会が今年５月にまとめた建議での議案、介護関連について。前提といたしまして、財政制度等審議会は財務省の諮問機関であります。提言された内容については、今後、厚労省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会や内閣府の中で議論され、介護保険制度の見直しに関する意見が厚生労働省に提出され、最終的に国において、方針が決定されます。

（１）について、お答えします。

国の動向としましては、今年の５月にまとめた財政制度等審議会において介護保険制度の持続性を確保するためには、利用者負担の更なる見直しをはじめとした介護保険給付の範囲の見直しに引き続き取り組むことが求められています。

また、利用者負担については、２割・３割負担の導入を進めており、今般の後期高齢者医療における患者負担割合の見直し等を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を原則２割とすることや２割負担の対象範囲の拡大を図ること、現役世代との均衡の観点から現役世代並み所得（３割）等の判断基準を見直すことを、令和６年度からはじまる第９期介護保険事業計画に向けて結論を得るべく、検討していくべきであると議論されています。広域連合と致しましては、国からの方針が示されていない現時点では、判断できない状況にありますので、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

（２）について、お答えします。

今年５月にまとめた財政制度等審議会におい

てケアマネジメントの利用者負担の導入が求められています。

ケアマネジメントについては、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担をとらない例外的取り扱いがなされてきましたが、介護保険制度の開始から２０年以上が経過し、サービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることも踏まえ、利用者負担は当然であるとの見解が示されています。

また、「介護報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成する」など、サービス提供に公平性・中立性の問題が存在することもうかがえることから、利用者が自己負担を通じてケアプランに関心を持つ仕組みとすることは、ケアマネジャーのサービスチェックと質の向上に資するとし、令和６年度からはじまる第９期介護保険事業計画期間から、ケアマネジメントに利用者負担を導入すべきとしています。

広域連合と致しましては、国からの方針が示されていない現時点では、判断できない状況にありますので、今後も引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

（３）について、お答えします。

今年５月にまとめた財政制度等審議会において軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等が求められています。

要支援者（要支援１・２）に対する訪問介護、通所介護については、平成３０年３月末に、地域支援事業へ移行しております。今回、生活援助中心型が多い傾向にある、要介護１・２の方への訪問介護・通所介護についても同じく、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を行う観点から、全国一律の基準ではなく、地域の実情に合わせた地域支援事業への移行が提言されているところです。

広域連合としましては、国からの方針が示さ

れていない現時点では、判断できない状況にありますので、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。以上です。

○議長 神谷嘉栄 伊計 裕子議員。

○13番 伊計裕子 今ご答弁頂きましたけれども、国が…。

○議長 神谷嘉栄 休憩します。

休 憩 （午後2時16分）

~~~~~

再 開 （午後2時16分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。

○13番 伊計裕子 国の動向がまだ決まっていないので注視するという姿勢ですけれども、実際にアンケートとか色々利用者から、事業者から実態が出ているのでやっぱりその辺も介護広域としてもちゃんと注視して頂いて自分達の姿勢も決めて頂きたいと思います。先程申し上げましたように、補足給付の見直しについては実際に利用者から負担が大きくなった、しかもこのコロナ禍の中で収入が減る中で事業所へ通えない、そういう人達も多く出ていますので是非市町村とも協力しながら介護広域として実態を掴む努力をして頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 内原英洋 伊計議員の再質問についてお答えします。今ですね、第2段階以上になるかと思うんですが認定を受けた方が今広域連合内では2,457名程の方がいらっしゃいます。この方々にですね、調査票を送ってまたそれを回収するというふうなことでの調査になるかと思いますが、それをやる上でどのような費

用の負担とかがあるか、あとまたその中身についてもじっくり市町村とも検討していきたいと考えております。

○議長 神谷嘉栄 伊計 裕子議員。

○13番 伊計裕子 是非市町村とも協力の上、ご検討頂けたらと思います。以上です。

○議長 神谷嘉栄 以上で一般質問を終わりたいと思います。

しばらく休憩したいと思います。再開は14時30分から行います。

休 憩 （午後2時20分）

~~~~~

再 開 （午後2時30分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。

日程第5 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 内原英洋 議案第9号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業に関する条例であります。

提案理由としましては国家公務員の育児休業の制度改正に基づき、非常勤職員の育児休業及び部分休業に係る要件の整備及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が講じるため、広域連合においても条例の改正を行う必要がある。これが本案を提案する理由となっております。条例等の説明につきましては現在の沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業に関する条例につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則に基づき条例を制定しているところでありますが、本条例

につきましては今までの関係法令等の改正と整合性が図られておらず、条例改正に漏れが生じていることが分かりましたので沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の全文を改正することとしました。今回の関係法令の改正の内容につきましては、男女とも仕事と育児を両立できるよう出生時育児休業制度の創設や雇用環境の整備を図り、個別周知移行確認措置の義務化、有期雇用者・雇用労働者・会計年度職員等の育児介護休暇等の取得要件の緩和等が主な改正内容となっており、広域連合においても令和4年2月17日付総務省通知にある人事院規則一部改正に伴う関係条例改正を含め、今回の全文改正とあわせて改正を行う内容となっております。附則としまして、この条例は公布の日から施行し令和4年4月1日から適用するとなっております。よろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従っ

て、議案第9号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 内原英洋 議案第10号 沖縄県介護保険広域連合の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、提案理由です。

国家公務員の育児休業等の制度改正に基づき、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得要件緩和並びに育児休業取得の柔軟化等の処置を講じるため、広域連合においても条例の一部の改正を行う必要があるという内容となっております。これが本案を提出する理由となっております。内容としましては、今回の沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令の改正及び人事院規則の改正に伴い、広域連合においても沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから改正するものであります。改正内容につきましては育児休業の取得回数の緩和等、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化が主な改正内容となっております。附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行をしたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第10号 沖縄県介護保険広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 内原英洋 議案第11号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,397万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,642万9,000円とする内容であります。第2条の方で債務負担行為としまして、介護保険料の賦課徴収で使用する納入通知書等の印刷業務を令和5年度から令和7年度までの複数年契約とし、限度額を3,172万6,000円として債務負担行為

を設定し、競争入札にすることにより賦課徴収事務の経費節減と事務負担の効率化を図ります。令和3年度一般会計の補正予算の（第2号）の歳入歳出予算については、新たに介護保険の報酬改定等とシステムの改修に要する経費を計上し、令和3年度に実施した事業の実績に伴う補助金負担金の精算、低所得者の保険料軽減措置負担金の精算に伴う特別会計への負担金の増額、通所型福祉サービス総合支援事業を活用した補助金の増額及び令和3年度一般会計決算に生じた決算剰余金の財政調整基金への積立金が主な内容となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 神谷嘉栄 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 西原町、伊計裕子です。議案第11号の資料の2の方にあるんですけども、3ページの歳出で総務管理費の中の補正の主な内容で「ハラスメント研修費用」というのがあるんですけども、どういう研修なのか対象とかその辺のことをお知らせ頂けたらと思います。お願いします。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 内原英洋 ハラスメント防止に関する予算ですが、これはハラスメント防止に関する職員への研修会を今予定しておりまして、4回程ですね。職員が会計年度も合わせて今100名近くいらっしゃいますので、4回程に分けて講師の方を派遣して頂いてその講習会をしたい、というふうな内容であります。

○議長 神谷嘉栄 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第11号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 内原英洋 議案第12号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億9,238万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379億1,936万6,000円とする内容であります。今回の特別会計の補正予算の内容につきましては、令和3年度に実施した介護給付費の実績に伴う負担金の増額、低所得者保険料軽減、そして負担金の精算に伴う一般会計からの繰入金の増額、及び令和3年度特別会計決算により生じた決算剰余金の介護給付費準備基金への積立金の増額が主な内容となっております。ご審議のほどよろしく

お願いします。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 議案第12号、同じく資料の5ページですが地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業の補正の主な内容のところで予算組み替えで3町村にモデル事業として、とありますがその3町村とはどこなのか、どういうことでその3町村にしたのかお願いします。

○議長 神谷嘉栄 休憩いたします。

休 憩 (午後2時43分)

~~~~~

再 開 (午後2時44分)

○議長 神谷嘉栄 再開します。

総務課長。

○総務課長 豊見本勝 今回決定している市町村が「伊是名村」、「宜野座村」、「北中城村」の3町村になっております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 休憩します。

休 憩 (午後2時44分)

~~~~~

再 開 (午後2時45分)

○議長 神谷嘉栄 再開します。

総務課長。

○総務課長 豊見本勝 今回ですね、募集をかけまして実際に手を挙げたのがこの3町村になっております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、議案第12号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 内原英洋 認定第1号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について説明をしたいと思います。

まず最初に、資料として配布しました2番の13ページ、一番最後のページの方をお願いします。これは監査の意見書になってます。決算監査の実施が令和4年6月30日に広域連合で行われました。決算監査の結果としましては、令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計特別会計歳入歳出決算審査については令和4年6月30日（木）に実施し、監査委員による決算審査及び公表があり、令和4年7月8日（金）

に広域連合長に決算審査の意見書の提出がありました。決算審査の意見書の審査結果における監査員の判断と意見として、令和3年度の一般会計特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定例監査調書、主な施策の成果説明書を関係諸帳簿と照合した結果、その係数は正確であり予算執行、収支事務処理、財産管理も適正にされており、各種事務事業は所期の成果を収めていることを認められたとの報告がありました。

それでは認定第1号について説明したいと思います。一般会計の歳入歳出決算についてであります。令和3年度一般会計の実質収支としまして、歳入総額が16億724万8,419円、歳出総額が15億6,385万4,801円、歳入歳出差引額4,339万3,618円、実質収支が同じく4,339万3,618円となっております。今6ページの方で説明しております。

次に、下の方です。令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要についてであります。歳入歳出決算については1款分担金及び負担金は歳出の市町村事業、広域連合の運営を要する共通経費の増に伴う市町村負担金の増額。3款国庫支出金と4款県支出金は低所得者保険料軽減負担金の増額。7款繰入金は当初予算では財源調整として財政調整基金からの取り崩しを予定しておりましたが、歳出予算の執行状況を鑑み、財政調整基金からの取り崩しを行わずに財政運営が見込まれたことにより、財政調整基金からの繰入を行わなかったことにより減額となりました。歳出決算については1款議会費は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、離島町村議員の渡航自粛等があり減額。2款総務費は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、職員の県外研修が中止になったことによる旅費の減額。また、認定審査会における認定審査会に要する報酬、費用弁償、主治医意見書等の費用についても減額となりました。4款諸支出金では

認定調査費、障害支援区分審査判定費の市町村負担分の精算による減額となりました。

以上が認定第1号の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 神谷嘉栄 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩いたします。

休 憩 （午後2時50分）

~~~~~

再 開 （午後2時55分）

**○議長 神谷嘉栄** 再開いたします。

只今、事務局長の説明は終わりましたので只今の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って認定第1号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第10 認定第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 内原英洋** 認定第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について説明をします。説明につきましては事前に配布しました資料2の方ですね、9ページの方をお開き下さい。

令和3年度の特別会計の実質収支であります。歳入総額364億1,743万7,568円、歳出総額352億5,667万51円、歳入歳出差引額11億6,076万7,517円、実質収支11億6,076万7,517円となっております。

下の方にいきまして、令和3年度特別会計歳入歳出決算の概要について説明します。歳入歳出決算については1款保険料は前年度と比較して3億9,619万円余りの増額で、徴収率は現年度分97.88%で0.33ポイントの増。滞納繰越分14.19%で1.52ポイントの増。現年度と滞納繰越分を合わせた徴収率では94.06%で0.68ポイントの増といずれも2年連続の増となりました。また、介護給付費等の増額に伴い、その財源であります市町村負担金や国庫支出金、支払基金の交付金も大幅な増額となっております。8款繰入金は特別会計における介護給付費の財源調整を行う介護給付費準備基金の減額。9款繰越金は前年度決算剰余金の増額によるものです。歳出決算については1款保険給付費は介護サービス等給付費で4億9,595万円余りの増額。2款地域支援事業費は包括支援事業・任意事業で1億272万円余りの増額。5款基金積立金は7款の諸支出金の事業実績による精算に伴う返還金が増額となり、介護給付準備基金への積立金が前年度に比べて減額となりました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って認定第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第11 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って議員派遣の件は、別紙のとおり決定しました。

日程第12 閉会中の継続調査の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続

調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第62回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会（午後15時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

神 谷 嘉 栄

署名議員（議席番号28号）

花 城 勝 男

署名議員（議席番号1号）

山 川 安 雄